

# 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

## 生活サポートセンター えがお

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(鹿児島県指定 第 4675700241 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆ 居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

○ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等のご希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

○ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもみなしでサービスの利用は可能な場合もあります。

### 目 次

1. 事業者	2 ページ
2. 事業所の概要	2 ページ
3. 事業実施地域及び営業時間	3 ページ
4. 職員の体制	3 ページ
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3、4 ページ
6. サービスの利用に関する留意事項	4 ページ
7. 秘密保持	4 ページ
8. 苦情の受付について	5 ページ

## 1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 スマイルライフケア  
(2) 法人所在地 〒899-6402 鹿児島県霧島市溝辺町竹子603番地19  
(3) 電話番号 0995-59-1688  
(4) 代表者氏名 代表取締役 永吉 るり子  
(5) 設立年月日 平成23年2月1日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
(2) 事業所の名称 生活サポートセンター えがお  
平成28年4月1日指定 鹿児島県 第 4675700241 号  
(3) 事業所の所在地 鹿児島県姶良郡湧水町木場956番地6  
(4) 電話番号 080-1536-9139  
(5) 事業所(管理者) 氏名 永吉 るり子  
(6) 事業の目的

当事業所は、介護保険法の理念に基づくとともに高齢者が居宅において自立した質の高い日常生活を送れるように、又、老化に伴い介護が必要な方に対して、介護相談、介護計画等の適正な介護支援事業を提供することを目的とします。

### (7) 当事業所の運営の方針

- 1 事業所は、被保険者が要介護状態になった場合、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その支援を行います。
- 2 事業所は、ご契約者の選択により、心身の状況、その置かれている環境に応じて、適切な保健医療及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効率的に介護計画を提供するように努めます。
- 3 事業所は、ご契約者とそのご家族の意志及び人格を尊重し、常にご契約者の立場に立ち、ご契約者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に支援致します。
- 4 事業所は、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を事業所に求めることができることを説明しなければならない。

- (1) 複数の事業所の紹介を求めること。
- (2) 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めること。

利用割合について、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

- 5 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

(8) 開始年月 平成28年4月1日

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 鹿児島県霧島市横川町 姶良郡湧水町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	金曜日・土曜日（但し、必要時には営業日以外でも対応可）
受付時間	8:00 ~ 17:00
その他の休日	12月30日 ~ 1月3日

\*但し、必要に応じてご契約者のご相談に対応します。

### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して居宅介護支援を提供する職員として、管理者 1名・介護支援専門員 1名以上の職員を配置しています。

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

〈サービスの内容〉

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者的心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望された場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

### 〈 サービス利用料金 〉

- ① 居宅介護支援費及び加算については別紙参照
- ② 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合、別紙のサービス利用料金の金額をいったんお支払い下さい。

### 〈 交通費 〉

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、下記のとおりの交通費をいただきます。

- ① 通常事業の実施地域を越えた時点から路程1キロメートル当たり 20円

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員（ケアマネジャー）

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）の交替（契約書第7条参照）

- 1 事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替される場合には、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう充分に配慮するものとします。
- 2 ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望される場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。

### (3) 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、市町村、ご契約者のご家族等に連絡し、必要な措置を講ずることとします。その他緊急事態が発生した時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずることとします。

## 7. 秘密保持

- (1) 事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしません。
- (2) 本社は、介護支援専門員やその他の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことのないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。

## 8. 苦情処理（契約書第17条参照）

提供した居宅介護支援に関するご契約者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受け付け窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、ご契約者又はご家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

- 苦情受付窓口（担当者） 管理者（介護支援専門員） 永吉 るり子  
代表取締役 永吉 るり子
- 電話番号 0995-54-1725
- 受付時間 每月曜日～金曜日 8:00～17:00

霧島市役所 保健福祉部 長寿介護課 長寿福祉グループ	所 在 地	〒899-4394 霧島市国分中央3丁目45番1号
	電 話 番 号	45-5111 FAX 47-2522
	受 付 時 間	8:15～17:00 月曜日～金曜日
鹿児島県国民健康保険 団体連合会	所 在 地	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル7階介護相談室
	電 話 番 号	099-213-5122 FAX 099-213-0817
	受 付 時 間	9:00～17:00 月曜日～金曜日
運営適正化委員会 鹿児島県社会福祉協議会	所 在 地	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番7号
	電 話 番 号	099-286-2200 FAX 099-257-5707
	受 付 時 間	9:00～16:00 月曜日～金曜日
鹿児島県保健福祉部 介護福祉課事業者指導係	所 在 地	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
	電 話 番 号	099-286-2687 FAX 099-286-5552
	受 付 時 間	9:00～17:00 月曜日～金曜日
霧島市地域包括支援センター	所 在 地	〒899-4332 霧島市国分中央3-9-20
	電 話 番 号	48-7979 FAX 46-8123
	受 付 時 間	8:15～17:00 月曜日～金曜日

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

生活サポートセンター えがお

説明者 職名（介護支援専門員） 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

(別紙)

■居宅介護支援費

居宅介護支援費	要介護 1, 2	1, 086 単位
	要介護 3, 4, 5	1, 411 単位

■初回加算

1月につき + 300単位

■通院時情報連携加算

1月に1回を限度 + 50単位

■入院時情報連携加算

入院時情報連携加算 I 1月につき + 250単位

入院時情報連携加算 II 1月につき + 200単位

■退院・退所加算

退院・退所加算 (I) イ + 450単位

退院・退所加算 (I) ロ + 600単位

退院・退所加算 (II) イ + 600単位

退院・退所加算 (II) ロ + 750単位

退院・退所加算 (III) + 900単位

■緊急時等居宅カンファレンス加算

1月に2回を限度 + 200単位